

みどりのたより

72号 2018年7月25日

CONTENTS

I. 行政情報

1. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果..... 3
2. 平成 30 年度農薬危害防止運動の実施について 6
3. 平成 28 年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果 10
4. 平成 28 年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の
再生利用等実施率（推計値）..... 12
5. 平成 29 年食中毒発生状況の概要..... 13
6. 平成 29 年度の農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数及び
都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果 14
7. 農薬取締法の一部を改正する法律案の可決および附帯決議 15
8. 平成 30 年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧 ほか..... 16

II. 緑の安全管理士会

1. 2018 年度「緑の安全管理士会」役員会開催 18
2. 「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋) 18
3. 事務局からの連絡とお願い 25
 - (1) 更新年次の研修会に出席できなかった場合の「理由書」の提出【重要】..... 25
 - (2) 資格更新時の「認定証(カード)」返納手続きの廃止 25

III. 緑の安全推進協会

1. 第 29 回通常総会開催 26
2. 資格認定研修会の受講者募集 26
3. 講師派遣事業 26
4. 農薬電話相談室 26
5. 「グリーン農薬総覧 2018 年 追補版」 27
6. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」 27
7. 「緑の安全管理士」に係る届出書式等 29
8. 2018 年度「緑の安全管理士」資格更新研修会(兼支部大会)日程 31

I. 行政情報

ハイライト

1. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果(平成 30 年 3 月 28 日公表)

農林水産省は、平成 27、28 年度に実施した農薬の適正使用を確認するための調査結果を公表しました。

(1) 農薬の使用状況

706 戸(27 年 240 戸、28 年 466 戸)の農家について、記入簿への記入等により農薬の使用状況を調査。その結果、全ての農家で農薬は適正に使用されていることを確認。

(2) 農薬の残留状況

706 検体(27 年 240、28 年 466)の農産物について、延べ 3,763 種類(27 年 991、28 年 2,772)の農薬・作物の組合せの残留農薬を分析。その結果、27 年度は 2 検体が残留基準値を超えたが、28 年度は基準値を超える検体はなかった。

(本文 3 頁へ)

[農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor.html]

2. 平成 30 年度農薬危害防止運動の実施について (平成 30 年 4 月 25 日公表)

農林水産省は、厚生労働省、環境省、都道府県等と共同で、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいた農薬の適切な取扱いについて、農薬を使用する機会が増える 6 月～8 月にかけて実施し、啓発活動に努めている。

【実施事項】

(1) 啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及

(2) 農薬による事故を防止するための指導

(3) 農薬の適正使用等についての指導

(4) 農薬の適正販売についての指導

(5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

(本文 6 頁へ)

[農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html]

3. 平成 28 年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

厚生労働省は、平成 30 年 3 月 23 日開催、薬事・食品衛生審議会で資料を公開した。

【調査結果】地方自治体の衛生研究所等(15 機関)の協力の元、36 物質の農薬等(調査機関により異なる)について、1～14 食品群ごとに破碎混合し分析。

(1) 29 の農薬等が、いずれかの食品群から検出され、推定された平均一日摂取量の ADI 比は、0.000 %～0.933 %の範囲。いずれの農薬等の推定される平均一日摂取量は ADI と比較して十分に低く、国民が一生涯に渡って毎日摂取したとしても健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる。

(本文 10 頁へ)

[厚労省 HP : <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000198554.pdf>]

4. 平成 28 年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率(推計値)

農林水産省は、平成 28 年度の食品産業全体の推計値と平成 27 年度推計した食品ロスを含む食品廃棄物等の利用状況等を公表しています。

(1) 同 28 年度の食品産業全体の食品廃棄物等は、約 1,970 万トン(前年度約 2,010 万 t)

(2) 平成 27 年度の食品ロス(本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品)は、約 646 万トン(前年度約 621 万 t)

*食品廃棄物等には、他に一般家庭からの廃棄物もある(平成 27 年度 : 832 万 t)

(本文 12 頁へ)

[農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/kouhyou.html>]

5. 平成 29 年食中毒発生状況の概要

厚生労働省は、平成 29 年食中毒発生状況の概要を報告した。

【概要】

- (1) 食中毒事件数は 1,014 件（対前年△125 件）、患者数は 16,464 人（対前年△3,788 人）、死者数 3 人（対前年△11 人）。
- (2) 原因物質別は、細菌 449 件（6,621 人）、ウイルス 221 件（8,555 人）、寄生虫 242 件（368 人）、化学物質 9 件（76 人）、自然毒 60 件（176 人）、その他 4 件（69 人）、不明 29 件（599 人）。

※化学物質は魚の不適切な管理により産生されたヒスタミンによる。

（本文 13 頁へ）

[厚労省 HP: <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000197212.pdf>]

6. 平成 29 年度の農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害事例報告件数及び都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果

農林水産省は、平成 29 年度に報告された被害件数のうち、都道府県が「被害の原因は、農薬以外である可能性が高いと考えられると判断した」ものを除く件数を集計し、併せて、都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果を公表した。

【結果】

- (1) 農薬が原因の可能性のある蜜蜂被害件数は 33 件
 - (2) 都道府県による蜜蜂被害軽減対策の検証結果
 - ・ 対策効果の検証
 - ： ①効果があつた 46 都道府県
 - ②前年度被害がなく効果の検証ができない 1 都道府県
 - ・ 効果があつたと考える対策
 - ： ①情報の共有に基づく対策（巣箱の移動、巣門の閉鎖など）41 都道府県、
 - ②蜜蜂被害に関する知見、被害軽減対策等の周知 31 都道府県、
 - ③被害軽減のための体制整備 14 都道府県
 - ・ 平成 28 年度に被害報告された 30 件
 - ： 4 件で 29 年度も同一場所で被害が報告。
- 他 26 件は、散布時間を夕方に変更しその間は巣門の閉鎖、巣箱の設置場所の変更により被害報告なし。

（本文 14 頁へ）

[農水省 HP: http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/h29_kensuu.html]

7. 農薬取締法の一部を改正する法律案の可決および附帯決議

農薬取締法の一部を改正する法律案は、6 月 1 日に衆議院、6 月 8 日に参議院でそれぞれ可決されました。

※農薬取締法の一部を改正する法律

<http://www.maff.go.jp/j/law/bill/196houritsu/index.html>

※附帯決議（⇒ 第 196 回国会 附帯決議一覧 「農林水産委員会」）

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/futai_ind.html

（本文 15 頁へ）

8. 平成 30 年の病虫害発生予察情報「特殊報」一覧 ほか

※ 病虫害発生予察情報（病虫害発生予報、警報・注意報・特殊報）

参照: http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html

（本文 16 頁へ）

1. 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果

の概要（平成 27、28 年度）（平成 30 年 3 月 28 日公表）

〔農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_monitor.html〕

- 平成 27 年度より、調査事業の主体が地方農政局より FAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）に移行され、実施件数が従前より減少し 480 件/年となった。

.....

1 調査の目的

農産物の栽培農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物の残留農薬の調査分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案等のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

2 農薬の使用状況調査

（1）調査方法

平成 27、28 年度の調査は、穀類及び野菜類を生産している農家 706 戸（平成 27 年度 240 戸、平成 28 年度 466 戸）を対象とした。独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）から対象農家に配布された農薬使用状況等記入簿に、対象農家が農薬の使用状況を記載した。農産物の出荷時期に回収した当該記入簿の内容をもとに、FAMIC が使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った（※）。

（注）生産者団体等の独自の様式に、農薬の使用状況を記入している農家については、生産者団体等の帳簿に記載された内容をもとに調査している。

※平成 27 年度以降の調査の実施体制について

平成 26 年度までは、地方農政局等が調査（FAMIC は 3 の農薬の残留状況調査の部分を担当）していたところ、平成 27 年度から（平成 27 年 10 月の農林水産省の組織再編に併せて）、より専門知識を有する FAMIC が農薬の使用状況調査及び残留状況調査を担当する体制（地方農政局等は調査対象農家の選定と調査結果に基づく農薬の適正使用の指導を実施）に移行した。

なお、平成 27 年度調査は、組織再編後の 10 月以降の調査として通常年の調査農家数の半数（240）で実施し、平成 28 年度以降は、通常年の調査農家数（480）で実施することとしており、今回の公表は、組織改編後に行われた平成 27 年度の調査結果に加えて、平成 28 年度の調査結果を併せて公表するものです。

（2）調査結果（概況）（別表 1）

調査対象とした 706 戸（平成 27 年度 240 戸、平成 28 年度 466 戸）の農産物販売農家全てで農薬を適正に使用していることが確認された。

3 農薬の残留状況調査

（1）調査方法

ア 試料検体数

上記 2 の農薬の使用状況調査を実施した農家が生産している農産物のべ 12 品目（平成 27 年度は米、しゅんぎく、にら、ブロッコリー。平成 28 年度は米、みかん、かき、にんじん、チンゲンサイ、しゅんぎく、たまねぎ、なす）を対象とし、合計 706 検体（平成 27 年度 240 検体、平成 28 年度 466 検体）とした。

イ 試料採取方法

上記 2 の農薬の使用状況調査を実施した農家から、米は、無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、チンゲンサイ、しゅんぎく及びにらは、無作為に

1 株以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう、その他の農産物は、無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

ウ 分析方法

(ア) 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

(イ) 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添の第 2 章（一斉試験法）と第 3 章（個別試験法）に定められた試験法や精製溶媒等の一部修正を加えた分析法を用いた。なお、修正を加えた分析法については「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成 19 年 11 月 15 日付け食安発第 1115001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に従い妥当性を確認した。

エ 定量限界

適切な精確さをもって定量できる（具体的な濃度が決められる）濃度の限界値である定量限界は、各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した（ただし、基準値が一律基準 0.01 ppm とその付近のものについては、基準値以下となるように設定）（別表 2）。

オ 妥当性確認

代表的な作物と農薬の組み合わせで添加回収率が適切な範囲（70 ～ 120%）にあることを確認した。

(2) 調査結果（概況）（別表 3 及び別表 4）

3,763 分析試料検体（のべ検体数）の試料（平成 27 年度 991 検体、平成 28 年度 2,772 検体）のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 482 検体（のべ検体数）であった。

（注）のべ検体数：1 試料検体について 2 種類の農薬を分析した場合、2 検体として計算。

定量限界以上の農薬が検出された 482 検体の試料のうち、480 検体は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準値以下であったが、にらにおいて、プロチオホスの残留基準値である 0.1mg/kg を超過する試料が 2 検体（（ア）0.2 mg/kg 及び（イ）0.3 mg/kg）あった。

（参考）

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬の使用基準は、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点を踏まえて定めている。また、この使用基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも、作物中の残留量が食品衛生法に基づく農薬の残留基準値を超えることのない濃度として設定している。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することはないものである。残留基準値への適合状況の調査は農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

① 残留基準値超過のみられた農産物を摂食した場合の健康影響について

【にら（プロチオホス：（ア）0.2 mg/kg（イ）0.3 mg/kg）】

今回の検出量のプロチオホスを含むにらを平均的な量食べた場合の当該農薬の基準値を超過して摂取する量が ADI（許容一日摂取量：毎日一生懸命食べても健康に影響がでない量）に占める割合は、（ア）0.24 % 及び（イ）0.48% であり、これらの割合は、全食品からの当該農薬の推定摂取量が ADI に占める割合 37.3 % に対し、ごく小さく、健康に長期的影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

◎慢性影響

- ・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量

$ADI (0.0015 \text{ mg/kg 体重/日}) \times 55.1\text{kg (国民平均体重)} \approx 0.083 \text{ mg/人/日}$

- ・全食品における当該農薬の推定摂取量 (0.031 mg/人/日) が ADI に占める割合
 $0.031 \text{ mg/人/日} \div 0.083 \text{ mg/人/日} \approx 37.3 \%$

- ・当該にらを平均的な量摂食した場合の当該農薬の基準値を超過して摂取する量が ADI に占める割合

(ア) $\{ \text{検出量} (0.2 \text{ mg/kg}) - \text{残留基準値} (0.1 \text{ mg/kg}) \} \times \text{平均的な摂食量} (2 \text{ g/日})$
 $= 0.0002 \text{ mg/人/日}$

$0.0002 \text{ mg/人/日} \div 0.083 \text{ mg/人/日} \approx 0.24\%$

(イ) $\{ \text{検出量} (0.3 \text{ mg/kg}) - \text{残留基準値} (0.1 \text{ mg/kg}) \} \times \text{平均的な摂食量} (2 \text{ g/日})$
 $= 0.0004 \text{ mg/人/日}$

$0.0004 \text{ mg/人/日} \div 0.083 \text{ mg/人/日} \approx 0.48 \%$

◎急性毒性

- ・JMPR 及び日本国内で未評価

② 当該農家の農薬の使用状況について

当該 2 ほ場（ハウス栽培）での農薬の使用状況等を確認したところ、

- (ア) の事案は、プロチオホス乳剤が収穫 29 日前に株元灌注で使用されていたが、それ以外に、プロチオホスを含む農薬の使用は記録されていなかった。また、使用基準違反やタンクの洗浄不足が原因である可能性は低いと考えられた。さらに、収穫後まで当該ハウスの近辺ではプロチオホスを含む農薬が使用されていなかったことから、近辺での農薬の散布による飛散が原因である可能性も低いと考えられた。

- (イ) の事案は、プロチオホス乳剤が収穫 33 日前に株元灌注（「にら」には収穫 21 日前まで株元灌注で使用可能）で使用されていたが、それ以外に、プロチオホスを含む農薬の使用は記録されていなかった。また、使用基準違反やタンクの洗浄不足が原因である可能性は低いと考えられた。さらに、農薬使用時には当該ハウスを閉め切っていたことから近辺での農薬の散布による飛散が原因である可能性も低いと考えられた。

一方、(ア) 及び (イ) の事案で、プロチオホス乳剤を処理した時期の「にら」は新葉が生育し始めており、株元灌注したプロチオホス乳剤が飛散等により生育中の「にら」の新葉に付着したおそれがあると考えられた。

これらのことから、プロチオホスの残留基準値超過は、2 件とも、株元灌注したプロチオホス乳剤が、処理時に生育していた「にら」の新葉に、飛散等により付着したことが原因である可能性が高いと考えられた。

4 調査結果を受けた対応

- (1) 平成 27、28 年度の調査では、誤った農作物に農薬を使用するなど不適正な使用が認められなかったが、都道府県等に対し、引き続き、農薬の適正使用が徹底されるよう指導を実施する。
- (2) 残留基準値を超過した事案については、事案が発生した産地において、地方自治体及び JA から農家に対して再発防止策として、前作のにらを地際から刈り取り後、新葉が生育する前に株元灌注することを指導した。また、プロチオホス乳剤を登録している農薬製造者が、農薬ラベルに使用上の注意事項として「にらに使用する場合は、前作のにらを地際から刈り取りした後、できるだけすみやかに株元灌注し、希釈液が直接茎葉にかからないように注意すること」を追記した。
- (3) 農薬の適正使用を推進するため、平成 29 年度も同様の調査を実施している。
- (4) 引き続き、調査対象の農産物への使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとする。また、調査内容については、これまでの調査結果等をもとに適宜見直しを行う。

2. 平成 30 年度農薬危害防止運動の実施について（平成 30 年 4 月 25 日公表）

〔農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html〕

- （別紙）農薬危害防止運動実施要綱の「第 5 実施事項」の「2 農薬による事故を防止するための指導等」により周知徹底する「別記 1」

〔別記 1〕 農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

（1）原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したもの（オ）
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

（2）防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

（1）原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの（イ）
- ③ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散布等により散布作業者自身が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
- ⑤ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（カ）
- ⑥ 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（キ）

（2）防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。

カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行う。

キ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

3 農薬散布後

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸中のほ場管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

(2) 防止対策

- ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

4 保管、廃棄

(1) 原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの（ア～エ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したこと（オ、カ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

(2) 防止対策

- ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。
- イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。
- ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えることのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。
- エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。
- オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

- ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。
- イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。
- ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。
- エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

(1) 被害の状況

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生（カ～ケ）
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（コ）
- ④ 不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死した（サ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
- サ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

.....

●(別紙)農薬危害防止運動実施要綱の「第5実施事項」の「3 農薬の適正使用について の指導等」により指導する「別記2」

【別記2】 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布された（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。

- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足（ア）
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用（イ）
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

(2) 防止対策

- ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

(2) 防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

3. 平成 28 年度 食品中の残留農薬等の一日摂取量調査結果

[厚生労働省 HP : <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000198554.pdf>]

1. はじめに

厚生労働省では、国民が日常の食事を介して食品中に残留する農薬等をどの程度摂取しているかを把握するため、国民健康・栄養調査を基礎としたマーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査を実施してきたところであり、平成 17 年度からは、調査対象に動物用医薬品、飼料添加物を加え、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）について、マーケットバスケット調査方式による一日摂取量調査を実施している。

今般、平成 28 年度の調査結果を取りまとめたので報告する。

2. 調査方法

(1) 調査機関

調査は、地方自治体の衛生研究所等（15 機関）の協力を得て実施した。（別表 1）

(2) 調査対象農薬等

36 物質の農薬等を調査した。（別表 2）

注）36 物質のうち各自治体が実際に調査した農薬等の種類は、各自治体により異なる。

(3) 実施方法

① 分析調査

日常の食事を介して摂取される農薬等の量を推定するため、農産物のほか、加工食品、魚介類、肉類、飲料水等、食品全般について、次のようにモデル献立を設定して調査を実施した。

各調査機関において、国民健康・栄養調査の分類を参考に I ～ XIV に分類された食品群 i（別表 3）ごとに、同調査の地域別集計による食品群別摂取量 ii（別表 4）となるよう、各食品群から食品を選択して組み合わせたものをモデル献立とした。選択した食品についてそれぞれ一般に流通するものを購入し、調理を要する食品については、通常行われている調理方法に準じて調理を行った。

このように各調査機関において設定したモデル献立に従って調製した試料を、食品群ごとに均一に破碎混合し、調査対象農薬等の定量分析を行った。各農薬等の定量分析に当たっては、公定の試験方法を参考に、各調査機関において試験法を選定した。なお、定量下限について、原則として 0.01 ppm 以下（一日摂取許容量(ADI)iii）が比較的小さい農薬等については 0.001 ppm 以下）となることを試験法の要件とした。

i 国民健康・栄養調査の分類は平成 15 年度から飲料水を含め全 18 群に再編成されているが、経年変化追跡の観点等から、旧分類をもって本調査を実施している。

ii 平成 23～25 年度の国民健康・栄養調査の特別集計結果を使用した。

iii Acceptable Daily Intake：毎日生涯に渡って摂取したとしても健康に影響を及ぼさないと考えられる量

② 平均一日摂取量の推定

分析の結果、いずれかの調査機関のいずれかの食品群で農薬等が検出された場合は、検出された調査機関のその食品群については、分析結果を当該食品群中の濃度とし、検出されなかった他の食品群については、各調査機関のそれぞれの定量下限の 20% を当該食品群中の濃度と仮定して、当該食品群の重量と濃度から、食品群ごとのその農薬等の摂取量を推定した。I ～ XIV の各食品群における摂取量の総和を調査機関ごとの一日摂取量とし、それらの平均値を平均一日摂取量とした。こうして得られた平均一日摂取量について、これまでに我が国、JMPRIv 又は JECFAv において設定された ADI に対する占有率（対 ADI 比）を求めた。

また、分析の結果、すべての調査機関でいずれの食品群からも検出されなかった農薬等については、少なくとも 4 機関において分析が行われ、かつ、これまでに我が国、JMPR 又は JECFA において ADI が設定されているものに関して、各調査機関のそれぞれの定量下限の 20%の量が含まれているものと仮定して、上述と同様に、平均一日摂取量を推定し、その対 ADI 比を求めた。

iv Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residue : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

v FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

3. 調査結果

(1) 検出農薬等

いずれかの自治体においていずれかの食品群から検出された農薬等は以下のとおりであった。

検出された農薬等の分析結果を別表 5 に示す。

アセタミプリド、アゾキシストロビン、イプロジオン、イマザリル、イミダクロプリド、エトフェンプロックス、クレソキシムメチル、クロチアニジン、クロルピリホス、クロルフェナピル、シアゾファミド、ジノテフラン、シプロジニル、シペルメトリン、チアクロプリド、チアベンダゾール、チアメトキサム、トリフルミゾール、トルフェンピラド、ピラクロストロビン、フェニトロチオン、フェンプロパトリン、フルフェノクスロン、プロシミドン、ペルメトリン、ボスカリド、メソミル、メタラキシル及びメフェノキサム、ルフェヌロン

(2) 平均一日摂取量の推定

① 検出された農薬等の平均一日摂取量

検出された農薬等について、それぞれの平均一日摂取量 ($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) 及び対 ADI 比 (%) を別表 6 に示す。

② 検出されなかった農薬等の平均一日摂取量

4機関以上で分析が行われ、いずれの食品群からも検出されなかった農薬等のうち、これまでに我が国、JMPR 又は JECFA において ADI が設定されているものに関して、分析を行った調査機関における定量下限の 20%の量がすべての食品群に含まれているとの仮定に基づいて推定された平均一日摂取量 ($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) 及び対 ADI 比 (%) を別表 7 に示す。

4. まとめ

(1) 平成 28 年度の調査において、いずれかの食品群において 29 の農薬等が検出されたが、推定された平均一日摂取量 ($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) の対 ADI 比 (%) は 0.000%~0.933% の範囲であった。いずれの農薬等の推定された平均一日摂取量は ADI と比較して十分に低く、国民が一生に渡って毎日摂取したとしても健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる。なお、クロルピリホス、トルフェンピラド及びメチダチオンについては、定量下限が 0.001 ppm 以下であることを試験法の要件としていたが、今回定量下限が 0.001 ppm を超える試験結果はなかった。

(2) 平成 28 年度の調査において 4 機関以上で分析が行われ、いずれの食品群からも検出されなかった農薬等のうち、これまでに我が国、JMPR 又は JECFA において ADI が設定されているものに関して、分析を行った調査機関における定量下限の 20%の量がすべての食品群に含まれていると仮定してそれぞれの平均一日摂取量 ($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) を推定したところ、ADI を十分に下回っており、健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる。

4. 平成 28 年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率（推計値）

[農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/kouhyou.html>]

(1) 食品廃棄物等の発生量(平成 28 年度)

食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、19,700 千 トンで前年に比べ 2.0% の減少となった。これを業種別にみると、食品製造業は 16,167 千 トン(前年比 2.2% 減)、食品卸売業は 267 千 トン(同 9.2% 減)、食品小売業は 1,271 千 トン(同 0.3% 減)、外食産業は 1,994 千 トン(同 0.1% 減)となった。

(単位：千トン)

業種	平成 28 年度	(参考)平成 27 年度	対前年増減率
食品産業計	19,700	20,096	-2.0%
食品製造業	16,167	16,533	-2.2%
食品卸売業	267	294	-9.2%
食品小売業	1,271	1,275	-0.3%
外食産業	1,994	1,995	-0.1%

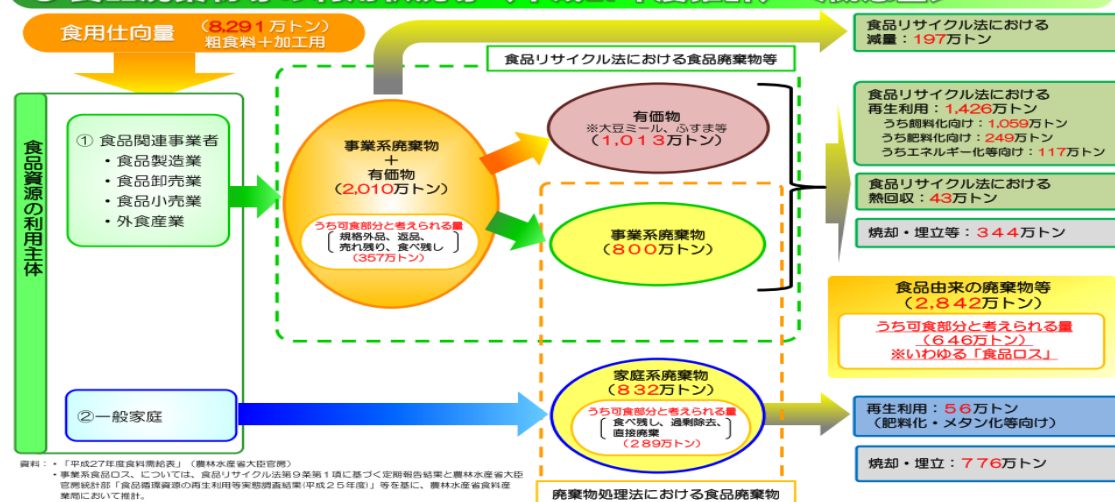
(2) 食品循環資源の再生利用等実施率(平成 28 年度)

食品廃棄物等多量発生事業者による食品循環資源の再生利用等実施率は、業種別では食品製造業が 95%、食品卸売業が 65%、食品小売業が 49%、外食産業は 23% であった。なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、食品製造業で 95%、食品卸売業で 70%、食品小売業で 55%、外食産業で 50% に向上させている。

業種	平成 28 年度	(参考)平成 27 年度	目標値
食品産業計	85%	85%	-
食品製造業	95%	95%	95%
食品卸売業	65%	60%	70%
食品小売業	49%	47%	55%
外食産業	23%	23%	50%

食品ロス [農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html]

● 食品廃棄物等の利用状況等（平成27年度推計）＜概念図＞



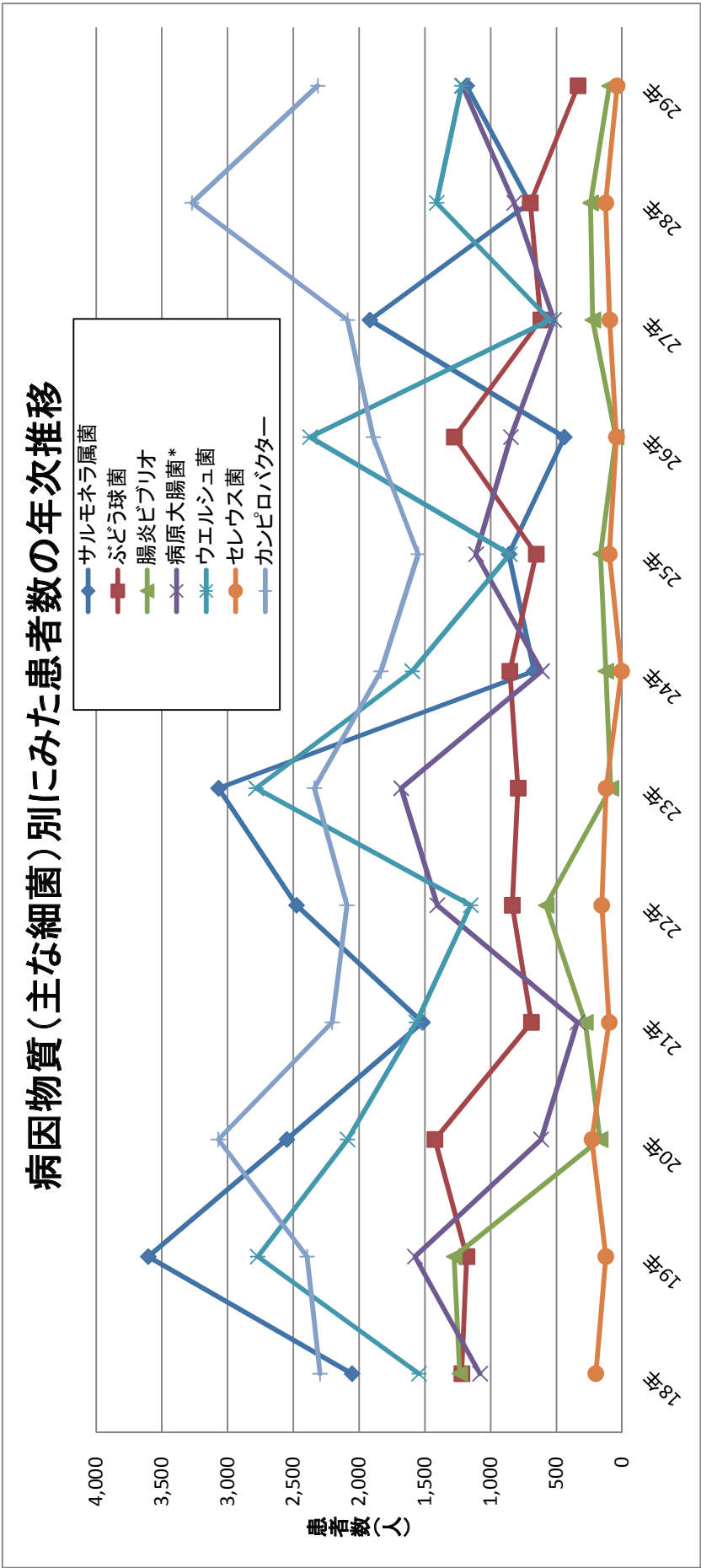
5. 平成 29 年食中毒発生状況の概要

[厚労省 HP:<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000197212.pdf>]

病因物質（主な細菌）別にみた患者数の年次推移

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
サルモネラ属菌	2,053	3,603	2,551	1,518	2,476	3,068	670	861	440	1,918	704	1,183
ぶどう球菌	1,220	1,181	1,424	690	836	792	854	654	1,277	619	698	336
腸炎びブリオ	1,236	1,278	168	280	579	87	124	164	47	224	240	97
病原大腸菌*	1,081	1,576	616	341	1,406	1,681	611	1,112	847	518	821	1,214
ウエルシュ菌	1,545	2,772	2,088	1,566	1,151	2,784	1,597	854	2,373	551	1,411	1,220
セレウス菌	200	124	230	99	155	122	4	98	44	95	125	38
カンピロバクター	2,297	2,396	3,071	2,206	2,092	2,341	1,834	1,551	1,893	2,089	3,272	2,315

*腸管出血性大腸菌を含む。



6. 平成29年度の農薬が原因の可能性がある蜜蜂被害事例報告件数及び都道府県による
蜜蜂被害軽減対策の検証結果

[農水省 HP : http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/h29_kensuu.html]

農薬が原因の可能性がある蜜蜂被害事例報告件数 (別表1)

	26年度	27年度	28年度※	29年度※
北海道	27	29	13	13
青森県	1	0	0	1
岩手県	1	3	1	2
宮城県	0	0	0	0
秋田県	5	0	3	3
山形県	0	0	0	0
福島県	2	0	4	1
茨城県	1	0	0	0
栃木県	8	0	1	4
群馬県	2	2	1	1
埼玉県	0	0	0	0
千葉県	1	0	0	0
東京都	0	0	0	0
神奈川県	4	0	0	0
山梨県	0	0	0	0
長野県	0	2	0	0
静岡県	0	0	0	0
新潟県	1	0	0	0
富山県	0	0	0	0
石川県	0	0	1	0
福井県	0	0	0	0
岐阜県	4	1	0	2
愛知県	0	0	0	2
三重県	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	1
京都府	1	0	0	0
大阪府	0	0	0	0
兵庫県	2	0	0	0
奈良県	0	0	0	0
和歌山県	1	5	0	0
鳥取県	0	0	0	0
島根県	0	0	3	0
岡山県	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0
福岡県	5	1	1	0
佐賀県	3	2	0	0
長崎県	1	0	0	0
熊本県	3	1	1	1
大分県	4	0	0	0
宮崎県	1	4	1	1
鹿児島県	0	0	0	1
沖縄県	1	0	0	0
計	79	50	30	33
被害が発生した都道府県数	22	10	11	13

※平成28年度以降は、報告された被害件数のうち、都道府県が、「被害の原因は、農薬以外である可能性が高いと考えられると判断した」ものを除く件数を集計(農薬か農薬以外のどちらの可能性が高いか判断できなかったものは件数に含む)。
なお、平成28年度については平成28年7月7日から平成29年3月31日までの調査期間中に報告された被害件数を集計。

農薬取締法の一部を改正する法律の概要

(平成 30 年法律第 53 号)

平成 30 年 6 月

農 林 水 産 省

I 趣 旨

農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講ずる。

II 法律の概要

(1) 再評価制度の導入等

(第 8 条、第 9 条、第 15 条、第 29 条、旧第 5 条)

同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う制度を導入する。なお、再登録は廃止する。

- ① 農林水産大臣が再評価の対象となる農薬の範囲を公示したときは、農薬登録を受けている者は、期限までに試験成績を提出して、再評価を受けなければならない。
- ② 再評価を行った場合に、人畜及び環境への安全性等が確認できないときは、その登録の内容（使用方法等）の変更又は登録の取消しを行うことができる。
- ③ 農薬製造者から毎年報告を求める等により、人畜及び環境への安全性等に問題が生ずると認められる場合には、その登録の内容の変更又は取消しを行うことができる。

(2) 農薬の登録審査の見直し

(第 3 条第 2 項、第 3 項、第 6 項)

- ① 農薬の登録事項として、農薬原体に含有される有効成分以外の成分の種類、含有濃度等を追加し、既登録農薬の農薬原体の成分等と同等の農薬の登録申請については、申請資料の一部を省略できることとする（ジェネリック農薬の申請の簡素化）。
- ② ①のほか、農薬の登録事項として、次に掲げる事項等を追加する。
 - イ 使用に際して講ずべき被害防止方法（農薬使用者の防護装備等）
 - ロ 生活環境動植物への影響（現行は水産動植物への影響のみ）
- ③ 登録申請時には、信頼性を確保するための基準（いわゆる GLP 基準）に従って行われた試験の成績を提出しなければならない。
- ④ 特に必要性又は安全性が高い農薬については、優先的に登録審査を行う。

(3) その他改正事項

(第 1 条、第 14 条、第 39 条)

- ① 法律の目的として、農薬の安全性その他の品質の確保を図ることを明確化する。
- ② 農林水産大臣は、登録を受けた農薬に関する情報を公表するとともに、製造者又は輸入者は、登録の変更・取消し・失効について、販売者及び農薬使用者に周知するよう努める。
- ③ 農林水産大臣は、農薬登録時等に、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

III 施行期日

公布日（平成 30 年 6 月 15 日）から 6 月以内（ただし、(2) ②については、公布日から 2 年以内）

8. 病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

(1)平成30年 1 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は次のとおりです。

*この一覧表は、農林水産省が病害虫発生予報に掲載しているものを転載しています。

都道府県が発表している発生予察情報と作物名・病害虫名の表記が一部異なる場合があります。

【特殊報】

平成 30 年 7 月 25 日現在

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病害虫名
1 月 16 日	新潟県	トマト	トマト黄化葉巻病
1 月 23 日	秋田県	西洋なし	セイヨウナシハモグリダニ(仮称)
2 月 1 日	沖縄県(宮古島市)	マンゴー	マンゴーヒラタサビダニ(仮称)
2 月 1 日	沖縄県(沖縄本島、石垣島)	クダモノケイソウ	トケイソウ東アジアウイルス AO 系統、トケイソウ東アジア奇形ウイルス
2 月 28 日	沖縄県	スイゼンジナ	スイゼンジナ軟腐病
3 月 2 日	愛知県	トマト	トマト茎えそ病
3 月 7 日	高知県	なす	クロテンコナカイガラムシ
3 月 22 日	山口県	トルコギキョウ	トルコギキョウ白さび病(仮称)
3 月 23 日	沖縄県	にがうり	チャノキイロアザミウマ
3 月 26 日	長崎県	アスパラガス	アスパラガス疫病
3 月 27 日	香川県	オリーブ	オリーブ立枯病(仮称)
3 月 29 日	神奈川県	ヤマノイモ	ジャガイモクロバネキノコバエ
3 月 29 日	静岡県	ガーベラ	ガーベラ茎えそ病(仮称)
3 月 29 日	高知県	トマト	トマトホモプシス茎枯病(仮称)
3 月 30 日	福岡県	いちじく	イチジクラシオディオウロディア落葉病(仮称)
4 月 10 日	和歌山県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
4 月 10 日	和歌山県	びわ	ビワキジラミ
4 月 11 日	徳島県	トマト	トマト黄化病
5 月 1 日	大阪府	こまつな等軟弱野菜	オオクビキレガイ
5 月 1 日	沖縄県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
5 月 7 日	新潟県	トマト	トマトえそ斑紋病(仮称)
5 月 8 日	群馬県	ブルーベリー	ブルーベリー根腐疫病(仮称)
5 月 8 日	山口県	ハナビシソウ	ハナビシソウ白斑病(仮称)
5 月 9 日	広島県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病

発表月日	都道府県名	対象作物名	対象病虫害名
5 月 10 日	兵庫県	トマト	トマト黄化病
5 月 22 日	沖縄県	ウリ科(きゅうり、すいか)、 キク科(シネリリア)、ゴマ ノハグサ科(ネメシア)	ミカンキイロアザミウマ
5 月 24 日	鹿児島県	オリーブ	オリーブ立枯病(仮称)
5 月 29 日	群馬県	レタス	レタス黒根病(仮称)
5 月 30 日	埼玉県	キャベツ、ブロッコリー	トビイロシワアリ
5 月 30 日	埼玉県	オリーブ	オリーブアナアキゾウムシ
6 月 4 日	沖縄県	スイゼンジナ (通称:ハンダマ)	スイゼンジナすす斑病(仮称)
6 月 7 日	埼玉県	トマト	トマト黄化病
6 月 20 日	三重県	トマト	トマト黄化病
6 月 25 日	長野県	ブロッコリー	トビイロシワアリ
6 月 28 日	福島県	トルコギキョウ	トルコギキョウ斑点病
7 月 1 日	大分県	なす、じゃがいも	タバコノミハムシ
7 月 2 日	沖縄県	パパイア等	Paracoccus marginatus (パパイアコナカイガラムシ(仮称))
7 月 2 日	沖縄県	マンゴー	マンゴー南根腐病(仮称)
7 月 4 日	岩手県	トマト	トマト黄化葉巻病
7 月 6 日	福岡県	かんきつ類	ミカンバエ
7 月 17 日	東京都	うめ	クビアカツヤカミキリ
7 月 17 日	奈良県	きく	キク茎えそ病
7 月 17 日	奈良県	すもも	スモモ斑入果病
7 月 18 日	北海道	トルコギキョウ	トルコギキョウべと病(仮称)
7 月 18 日	福島県	トルコギキョウ	トルコギキョウべと病(仮称)
7 月 18 日	長野県	トルコギキョウ	トルコギキョウべと病(仮称)
7 月 19 日	岡山県	しゅんぎく	シュンギク根頭がんしゅ病(仮称)

[発生予察情報について(農林水産省 HP より抜粋)]

国は都道府県の協力の下、植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)に基づき、有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、気象、農作物の生育状況、有害動植物の発生調査結果等を分析し、有害動植物の発生動向及び防除対策に係る情報として、発生予察情報を提供しています。

本予報に掲載している情報の詳細は、都道府県病虫害防除所のホームページ等を参照してください。

発生予察について(病虫害防除に関する情報)

参照 URL:<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.html>

病虫害発生予察情報(病虫害発生予報、警報・注意報・特殊報)

参照:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120104_yoho.html

都道府県病虫害防除所

参照 URL:http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120105_boujosho.html

II. 緑の安全管理士会

1. 2018年度「緑の安全管理士会」役員会開催

2018年6月15日(金)の「緑の安全管理士会」役員会において、会長に水流 昇(九州・沖縄支部長)、副会長に新任の真田正彦(関東・甲信越支部長)以下 7役員(下表)が選出された。事務局からは緑の安全推進協会から小林由幸 副会長以下5名が出席しました。

議題:①2017年度の活動報告と収支決算。
②2018年度の活動計画と収支予算。
③支部大会運営等の対応概要(2017)と対応方針(2018)。
④現状の課題と対応(メインテーマ、途中退席者対策)、ほか

[会 長:水流 昇 副会長:真田 正彦]

支部名	支部長	副支部長	副支部長
北海道	弓削 知憲	関 澄 之	森 信 彦
東北	太田 博	正木 吉範	
関東・甲信越	真田 正彦	渋谷 浩司	
東海・北陸	三嶋 公明	大石 浩	
近畿	紀平 茂男	阪本 順	
中国・四国	吉岡 忠志	吉澤 昌之	
九州・沖縄	水流 昇	吉見 哲郎	竹井 嘉浩

2. 2018年度の「緑の安全管理士会」役員会資料(抜粋)

◇ 2017年度活動報告

(1) 技術研修委員会(7/29)

緑の安全管理士資定研修の実施方針、研修カリキュラム、講師及びテキスト、試験問題、並びに資格更新研修会、特別研修会の研修テーマについて検討。

(2) 「緑の安全管理士」の資格認定研修会(12/6～8:アーバンネット神田カンファレンス)

受講者の募集は8月末からDMと、当協会HPで案内の結果、受講者は77名(前年:72名)。

受講者内訳で造園関係の占める割合が平成25年度33%、同26年度45%、27年度43%と高かった背景には、住宅地等通知の防除作業受委託に係る資格要件によるところと推察される。



(3) 「緑の安全管理士」認定審査会(12/15、3/8)

①「緑地・ゴルフ場分野」認定研修受講修了者77名(前年70名)は、審査の結果、67名(同68名)を「緑の安全管理士」に認定。

②「農耕地分野」は、第88回、89回、90回植物防疫研修会修了者で「緑の安全管理士」を申請された153名(同175名)を認定。

平成29年度末の緑の安全管理士は、新規223名(うち二分野取得者10名)で計3,010名(前年:2,989名)で初めて3千名台となりました。

(4) 支部大会(資格更新研修会)の開催

平成29年9月25日時点の届出住所へ次の①～④の管理士2,986名(前年:2,947名)に順次郵送でご案内。

①更新対象者:713名・・・うち出席不足73名。

②更新年度遅者:22名(28年度は仮認定証)

③資格回復者:3名(レポートの審査に合格した者)

④更新対象外:2,089名(うち出席不足者184名)

出席者総数は1,206名(28年度1,196名)、資格更新者は492名(同390名)。

[受講料:20,200円(有効期間:5年)]

[2017 年度の研修テーマ]

- 1) 農薬をめぐる最近の動向-最近改訂された制度や規制等を重点-(農水省)
 - 2) 農薬の環境影響に係るリスクの評価と管理
-住宅地等通知&農薬登録保留基準の仕組みなど-(環境省)
 - 3) 農薬の登録状況を巡る話題 -S値評価に係る経過と現状など-(FAMIC)、
 - 4) 農薬使用時の安全遵守 -保護マスクの適正な選択と着用など-
(一社)日本くん蒸技術協会・マスク研究会)
- 管理士の方々の要望や意見の把握は、会場毎にアンケートを実施。
回答率は、平成29年度59%(27年度:43%、28年度46%)でその向上が課題です。

◇支部大会実績 (2017年度 = H29年度)

支部名	更新		一般		合計			アンケート	
	該当者	更新者	該当者	出席者	該当者	出席者	参加率	回答数	回答率
北海道	44	42	222	69	266	111	42%	90	41%
東北	84	63	273	82	357	145	41%	73	27%
関東①	126	100	481	179	607	279	46%	141	29%
関東②	127	104	485	142	612	246	40%	126	26%
東海・北陸	80	52	316	72	396	124	31%	72	23%
近畿	60	53	216	71	276	124	45%	84	39%
中国・四国	47	35	176	42	223	77	35%	64	36%
九州・沖縄	50	43	199	57	249	100	40%	65	33%
29年度	618	492	2,368	714	2,986	1,206	40%	715	30%
28年度	566	390	2,365	806	2,931	1,196	41%	550	46%

(5) 資格更新時の「認定証(カード)」返納手続きの廃止

旧「認定証」は返納としていましたが、平成 29 年度からは会場では出席確認印を押印して返却、新規「認定証」を受領後、各管理士で廃棄に改めています。

<改訂の背景>

- イ. 未返納者の返送処理や紛失届の提出催促などの事務処理の簡素化。
- ハ. 防除作業や入札、府県等の研修会などで認定証の提示、または、写しの提出が求められる現状などに適切に対処するため。

(6) 「緑の安全管理士」認定証書、同認定証の西暦表示

交付年月日、有効期限等は 2017(平成 29)年度の「認定証書」及び「認定証(カード)」から生年月日を除き、西暦表示に改めました。

「認定証(カード)」の支部大会出席確認印欄の表記も同じく変更させて頂きました。

(7) 会報「みどりのたより」の発行およびメールマガジンの発信

最近の農薬を巡る動向などについて「みどりのたより」年3回発行(No.69、70、71)、併せて、当会ホームページに PDF 版を掲載しています。

メールアドレスを登録されている管理士 667 名(28 年:819 名)の方へは、農薬の登録情報・病害虫の発生予察などの情報を 54 回(同 48 回)提供しました。

* みどりのたよりバックナンバーはこちら



「緑の安全管理士会」2017 年度決算/2018 年度予算 [別表]

◎支部大会等収支決算・予算

		2017年度収支決算			2018年度収支予算	
		予算額(イ)	決算額	増減	予算額(ロ)	増減(イーロ)
◆収入	(1)認定研修会収入	3,280,000	3,124,348	-155,652	3,280,000	0
	(2)更新研修会収入	8,888,000	10,152,292	1,264,292	7,878,000	-1,010,000
	(3)認定証 交 付 料	288,000	283,200	-4,800	198,000	-90,000
	(収入合計)	12,456,000	13,559,840	1,103,840	11,356,000	-1,100,000
◆支出	(1)組 織 強 化 費 (注)	0	0	0	0	0
	(2)事 業 促 進 費	200,000	205,200	-5,200	240,000	40,000
	(3)管理士会会場費	800,000	824,314	-24,314	760,000	-40,000
	(4)管理士 会 旅 費	1,350,000	1,015,447	334,553	1,350,000	0
	(5)管理士会印刷費	1,300,000	802,586	497,414	980,000	-320,000
	(6)管理士会通信費	500,000	536,705	-36,705	600,000	100,000
	(7)管理士 会 謝 金	600,000	459,331	140,669	660,000	60,000
	(8)管理士 会 諸 費	300,000	250,032	49,968	300,000	0
	(9)会 報 作 成 費	1,200,000	944,730	255,270	1,100,000	-100,000
	(10)会 報 発 送 費	800,000	819,644	-19,644	900,000	100,000
	(11)認定証作成発送	10,000	9,380	620	270,000	260,000
	(12)認定研修会場費	600,000	502,200	97,800	520,000	-80,000
	(13)認定研修テキスト	750,000	373,450	376,550	750,000	0
	(14)認定研 修 謝 金	400,000	367,797	32,203	400,000	0
	(15)認定研修通信費	350,000	310,196	39,804	120,000	-230,000
	(16)認定研修印刷費	500,000	344,088	155,912	450,000	-50,000
	(17)認定研修会諸費	400,000	389,567	10,433	400,000	0
	小計 ((1)~(17))	10,060,000	8,154,667	1,905,333	9,800,000	-260,000
	【管理士会・負担分】					
	(1)システム業務委託費	1,064,180	1,064,180	0	1,064,180	0
	(2)事務所賃借料等	2,317,800	2,179,845	137,955	2,002,776	-315,024
	(支出合計)	13,441,980	11,398,692	2,043,288	12,866,956	-575,024
◆差引		-985,980	2,161,148	3,147,128	-1,510,956	-524,976
◆負担金 [緑安協・本体会計より]					1,510,956	
	(人 件 費 等)	9,600,000	8,347,424	1,252,576	8,530,208	-1,069,792

◇ 2018 年度活動計画 (役員会資料より抜粋)

(1) 支部大会(資格更新研修会)の開催日程 (巻末参照)

支部としての活動は、前年同様に7支部における支部大会(更新研修会)を開催、詳細な内容や運営等については、各支部役員会の決定による。

管理士への更新研修会の案内は、9月末時点の各届出住所あてへ郵便にて発送予定。



[2017年度:北海道・札幌会場]

○2018年度「緑の安全管理士会」支部大会(資格更新研修会)の開催計画

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/22	関東①	12/3	東海・北陸	11/30	中国・四国	1/22
東北	11/26	関東②	1/31	近畿	1/21	九州・沖縄	1/23

① 会場変更:近畿地区<CIVI 研修センター(7F)>・・・新大阪駅東口2分

② 順序変更:例年は、福岡 ⇒ 岡山 ⇒ 大阪の順でしたが 2018 年度は、
大阪(1/21月) ⇒ 岡山(1/22火) ⇒ 福岡(1/23水)の順序に変更。

2018 年度の研修テーマの講演内容

- (1) 農薬を巡る最近の動向について(農水省・各地方農政局)
 - ・農薬取締法の一部改正について
 - ・農薬の使用者を重点として最近改訂された事項について
- (2) 農薬に係る環境リスクの評価と管理(環境省)
 - ・住宅地等通知の再周知の背景等について
- (3) 農薬の登録状況を巡る話題(FAMIC)
 - ・FAMICホームページ「農薬登録情報」の実務的な詳細検索の手順について
- (4) 事例に学ぶ～樹木の病害と各種障害の初期診断での見分け方
(法政大学 植物医科学センター 堀江道博氏(認定研修講師))

.....

(2) アンケートの要望等に対する2018年度対応(案) 一目次ー

- ① 緑の安全管理士の資格は、法的に必要な資格ですか。
- ② 管理士資格取得のメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村の入札においては「緑の安全管理士」等の資格保有者を要件に添えるように働きかけるべきでは。
- ③ 緑の安全管理士と県の農薬指導士等との違い(メリット、デメリット)。
- ④ 資格更新研修の受講料が高すぎるのではないかな。
- ⑤ 狭隘な会場の解消、椅子席に余裕が欲しい、席が狭い。
- ⑥ 業務等の都合があるので支部での開催は、関東地区同様に2回の開催に分けることで参加を容易にできないかな。
- ⑦ 社内業務や現場と調整した上で参加しているが、途中退席者が多く見受けられるので、事務局は出席確認を最後とするなど毅然とした姿勢を見せて頂きたい。
(退席者の容認は、管理士の資格に対する信頼が損なわれるとの指摘など。)
- ⑧ 休息を挟んで退席者いるが、これで資格更新が平等に行われることに疑問を抱くので善処を要望。
- ⑨ 関東地域在住で、関東支部(北とびあ会場②12/3)の研修会案内を受けたが日程の都合から同(北とびあ会場①1/31)への変更は可能ですか。
- ⑩ 更新要件(体調不良)の場合は、更新研修会の出席は免除できないかな。
- ⑪ 研修会の案内や往復ハガキに示された研修日が不都合な場合は他でも受講できるかな。
- ⑫ レジューメ資料(PPT)の図表などが小さく文字が読みづらいので改善できないかな。
- ⑬ 開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げなど時間短縮の要望。

.....

① 緑の安全管理士の資格は、法的に必要な資格ですか。

法的な資格としての明記はありません。

但し、平成25年の「住宅地等における農薬散布について(農水省・環境省・両局長連名)」においては、「当該業務の実質上の責任者が農薬管理指導士や緑の安全管理士等の資格を有していることを入札要件として規定する。」などの明示により、業務の受委託に反映されています。

平成29年の小学校における農薬散布における被害事案では、農水省・環境省は文部科学省を介して都道府県教育委員会域内の市区町村教育委員会に『「住宅等における農薬散布について」の再周知・指導の徹底について』をもって、再発防止に努めており、農薬散布等に係る入札の資格要件としての要求が高まると推察されます。(詳細:既報70号)

② 管理士資格取得のメリットともなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村の入札には、「緑の安全管理士」資格を働きかけるべきではないか。

〈対処〉 住宅地等通知(平成25年4月農水省・環境省・両局長連名)において「当該業務の実質上の責任者が農薬管理指導士や緑の安全管理士等の資格を有していることを入札の資格要件として規定する。」などの取組事例として既に明記されていること。

③ 緑の安全管理士と県の農薬指導士等との違い(メリット、デメリット)。

〈対処〉 住宅地等通知に明記の「入札の資格要件となる業務の実施上の責任者」は、都道府県の農薬指導士等は、基本的には資格を取得した都道府県下(注)でのみ有効な資格と位置づけられますが、緑の安全管理士については、行政域等による区分はしていないことから広域な植栽管理業務には適していると考えます。注) 都道府県によっては相互で有効の場合があること。

④ 資格更新研修の受講料が高すぎるのではないか。

〈対処〉 5年毎の更新時に受講料(20,200円)として納付いただいておりますが、年会費として試算すると4,000円×5年間分相当と考えます。

経費の内訳は①更新研修に係る受講案内経費、資料代、講師料(旅費等)、会場借用料、②更新者への認定証書等の作成・送料代などの直接的な経費、及び③毎年度の研修会案内(同資料代等)など。

④会報「みどりのたより」(年3回)の作成・送料代などの経費を合算すると実費ベースでも4,000円/年以上で、協会法人会計から補填しています。

⑤ 狭隘な会場の解消、3人掛け机では椅子席に余裕が欲しい、席が狭い。

〈対処〉 各支部の過去5カ年の実績から想定される参加申込者数の2割増の席数を目処に会場を1年前に確保して、施設側と準備しています。

なお、大阪会場(新梅田)は最寄り駅から不便・手狭なため新大阪駅東口(CIVI研修センター新大阪東)へ会場変更とします。

[2016年度:名古屋会場(手狭)は、フジコミュニティセンターへ変更済。]

[2017年度:福岡会場(輻輳)は、JR博多シティ会議室へ変更。]

⑥ 業務等の都合があるので支部での開催は、関東地区同様に2回の開催に分けることで参加を容易にできないか。

〈対処〉 関東地区の管理士数は、2017年度で1,219名(更新対象は253名)と多数のため2回に分けざる得ないこと。

経費負担(更新料)を抑える上からも1研修会場は100名内外の規模としていること。なお、業務との調整については、年間の研修日程案を早期(2018年度:4月にHP・会報)に掲載することで、管理士の方々には業務等との調整をお願いします。

[解説:会場の準備と会場使用料]

(1)会場の確保:ほぼ1年前(11月～翌1月)には予約が必要、予約を確確認後に7支部全体(8会場)の研修日程を策定。

(2)予約人数：各過去5年間の最多出席人数を参考にプラス1割程。

(3)研修会の案内：9月末の届出住所(約3,000名)を基に、更新対象者の約600名と、他の管理士の約2,400名の各研修履歴に応じた案内を郵送します。

(4)関東支部①②における過去5年の例では

出席予定者は250～350名、当日は220～320名と100名内外の差が生じており、これに対処できる「つつじホール(収容402)」を準備せざる得ない現状をご理解願いたい。

(5)会場使用料(2017年度実績)

・ホテル利用:11.7万円～12.2万円、・会議室施設:7万円～20.5万円

⑦ 社内の業務や現場と調整した上で参加しているが、途中退席者が多く見受けられるので、事務局は出席確認を最後とするなど毅然とした姿勢を見せて頂きたい。

(退席者の容認は、管理士資格の信頼が損なわれるとの指摘。)

〈対処〉公益法人の認定資格として、第三者から信頼される緑の安全管理士の更新研修会との自覚を求めるとともに、業務等との事前調整をお願いする上からも開催日程は3月には当協会HPに掲載しています。(2018年度日程・巻末参照)

管理士資格に対する信頼度の向上や出席者の公平性を保つ観点からアンケート用紙には、管理士番号の記入、研修会終了時の回収とすることします。

退席が止む得ない場合は、書面提出などについて検討(6/15役員会)。

⑧ 休息を挟んで退席者いるが、これで資格更新が平等に行われることに疑問を抱くので善処を要望。

〈対処・案〉

① 現在、無記名のアンケートは、管理士番号を記入、会場出口で退出時に回収することで一定の歯止めとすることを管理士会・役員会(6/15)で検討しました。

② 「受講票」及び「支部大会案内ハガキ(往信)」は、受付名簿との照合後は、一旦返却して、研修会終了時のアンケートと併せて回収することで「受講確認」とするなどに改めるなどを検討(6/15 役員会)。

なお、止むを得ない事情による途中退席については、支部長への退出届をもって認めることとする等を検討しました(6/15役員会)。

⑨ 関東地域在住で、関東支部(北とびあ会場②12/12)の研修会案内を受けたが日程の都合から同(北とびあ会場①1/26)への変更は可能ですか。

〈対処〉資格更新研修会場(兼支部大会)については、9月末の届出住所を確認して、所属支部の会場を往復葉書(更新者:封書)でご案内しています。

住居変更や業務の都合等で、ご案内の支部(日時)で受講できない場合は、受講申込書又は、返信葉書の希望する支部名を明示してご返送下さい。

他の支部で「出席確認」を得た場合でも正規の扱いで事務処理されます。

なお、受付・資料準備を行う上からも「出席」の返信をお願いします。

⑩ 研修会の案内や往復ハガキに示された研修日が不都合な場合は他でも受講できるのか。

〈対処〉「受講申込書」又は「返信ハガキ」に記載の受講を希望できる支部に○印で返送していただければ、他の支部での受講は可能です。

出欠のとりまとめは、会場準備(席数・資料数など)の目安としていますのでご返信をお願いします。なお、資料準備は若干余裕をみめていますので出席が可能となった場合は、当日となっても受け付けへお越し下さい。

⑪ 体調不良の場合は、更新研修会の出席は免除できないか。

〈対処〉資格更新の要件は、新規(更新)取得後の4年間に1回以上は更新研修会(支部大会)に出席することで、資格更新の要件(権利)を満たして、更新年次の研修会に出席することで、管理士資格は継続されることとなっています。

資格更新を5年毎に行う仕組みは、適正かつ公平に行うことが前提ですので、5年

毎に資格更新出来ない場合は、次の手順となります。

- ① 出席回数(4年間で1回以上)が不足する場合は、5年目の出席を充当、6年目の更新研修会に出席することで1年遅れで資格更新となります。
- ② 更新年次(5年目)の研修会に出席できなかった場合は、「理由書(欠席の理由)」の提出をもって、6年目の更新研修会に出席することで1年遅れで資格更新となります。
- ③ 前記の①②では、2年遅れとなる事例もあります。

⑫ レジューメ資料(P P T)の図表などが小さく文字が読みづらいので改善できないか。
2018年度から P P Tは、従来の 1 頁当たり 6 点を 4 点に改善します。

⑬ 開始時間の繰り下げ・終了時間の繰り上げなど時間短縮の要望。

〈対処〉プログラムは各支部共通(北海道を除く)とし、開始時間は13時から終了時間の16時45分として、更新研修カリキュラムに定める240分との整合性を図りつつ、事務局の持ち時間で調整して終了時間の厳守に努めています。

なお、札幌会場は、安全協北海道支部の協力を得て、13:00～15:30(前年12:30～15:00)へ移行しました。

[参考]

「緑の安全管理士更新研修実施要領(平成21年12月4日制定)」

第2条に定める「緑の安全管理士」更新研修カリキュラム

科 目	分	研 修 内 容 要 点
1. 植物防疫及び 農薬行政	90	研修時点における植物防疫行政及び農薬行政の動向を理解させ、農薬の適正使用、安全使用等の重要性を再認識させる。
2. 防除技術	90	研修時点で話題となっている病虫害等の防除や防除技術などについての知識を理解させる。
	60	「緑の安全管理士」の任務等に関連した話題についての講話を行い、知識の幅を広げる。
計	240	(4時間)

(3) 第40回 資格認定研修会 [アーバンネット神田カンファレンス(千代田区内神田)]

「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」資格認定研修会は、2018 年 12 月5日(水)～7日(金)の予定。募集定員は 100 名程度。 [受講料:41,000 円]

(4) 認定審査会 (①2018/12/14 ②2019/3/8)

当緑安協の認定研修会修了者および日本植物防疫協会の研修会修了者を対象に、「緑の安全管理士」資格認定審査の予定。

「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」資格認定研修会は、平成 29 年 12 月6日(水)～8 日(金)の予定。募集定員は 100 名、受講料は 41,000 円。

3. 事務局からの連絡とお願い

(1) 更新年次の研修会に出席できなかった場合の「理由書」の提出【重要】

更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった管理士は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除(退会扱い)されます。

資格の継続(更新)を希望される方は「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認めうる理由であれば、次年度の更新研修会をご案内しています(1年遅れ扱い)。

[届出書:協会HP、「管理士の手引き」、「みどりのたよりNO.71」巻末に掲載]

【資格更新の要件】

◎有効期間4年目までに、支部大会(兼更新研修会)に1回以上出席して、5年目の更新研修会に出席することで資格更新となります。

◇3年間出席が確認されていない管理士には、4年目にその旨を封書(往復葉書の案内同封)でご案内して注意を促すこととしています。

(2) 資格更新時の「認定証(カード)」返納手続きの廃止について

資格更新者への新規「認定証(カード)」の発行は、旧『認定証(カード)」の返納後としていましたが、平成 29(2017)年度から会場では出席確認印を押印して返却していますので、新規の「認定証(カード)」を受領後、旧認定証は各管理士で廃棄などに改めることとします。

＜改訂の背景＞

イ. 未返納者の返送処理や紛失届の提出催促などの事務処理の簡素化。

ハ. 防除作業や入札、府県等の研修会などで認定証の提示、または、写しの提出が求められる現状などに適切に対処するため。

＜注意点＞

:「認定証(カード)」に明記の有効期限が切れている 旧「認定証」を用いることがないように留意して下さい。

(3) 会報「みどりのたより」の発行

発行は 年 3 回予定、配布先は全管理士 3,010 名(2017 年度:2,989 名)、国・都道府県の関係部局(含試験場・防除所)、FAMIC など約 3,200 ケ所へ送付しています。

緑の安全管理士の活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てるため、会員へのご意見、記事の投稿をお願いします。

(4) メールマガジンの発信と受信設定について

メールアドレス登録管理士 1,053 名(同 667 名)には、農薬登録、病虫害の発生予察等の情報をメルマガとして提供する。メールアドレスの登録をお願いします。

資格認定(更新)受講申込書に記入の方、別途、登録手続きをされた方は不要です。

【受信メールの設定について = 登録しているがメールが届いてない方】

発信メールアドレス(midori-kanrishi@midori-kyokai.com)がメールフィルターなどの機能により送達されていない事例(リジェクトメール)がありますので、登録されている方は、メール設定にご留意下さい。

(「midori」が不適切?な名称として認識・処理されているようです…)

(5) 勤務先や住所等が変更となった場合 [届出書:協会 HP、本 71 号巻末に掲載]

みどりのたより・研修会案内など種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付していますが、宛て先不明で返送される件数が多々見られます。

宛先不明が連続(2回を目途)する場合は、発送は停止しています。勤務先や住所など届出事項の内容に変更があった場合は、FAX・電子メール等で速やかに事務局までご連絡下さい(発送を停止している場合は、再開します。)。

なお、資格更新研修会(兼支部大会)のご案内は、この届出住所あてとなります。

[変更等の届出書:協会HP、「管理士の手引き」、「みどりのたよりNO.71」巻末に掲載]

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1. 第29回通常総会開催

2018年6月13日、通常総会を開催し、2018年度事業および決算、役員補欠に伴う選任について協議し、理事会提案とおり承認されました。

＜2018年度(公社)緑の安全推進協会役員名簿(理事・監事)＞*新任

2018年6月13日

役 職	氏 名	所属会社・団体
会 長	根 岸 寛 光 *	(公社)緑の安全推進協会 (東京農業大学)
副 会 長	西 本 麗	農薬工業会 会長
〃	小 林 由 幸	(株)ロイヤル・グリーン・メンテナンス 代表取締役社長
専務理事	内田 又左衛門	(公社)緑の安全推進協会
理 事	宇 野 彰 一	全国農薬協同組合 理事長
〃	清 水 等 *	(株)理研グリーン 代表取締役社長
〃	園 田 正 則 *	全国農業協同組合連合会 肥料農薬部次長
〃	谷 和 功 *	三井化学アグロ(株) 取締役特別顧問
〃	壇 辻 寛 和	住友化学園芸(株) 代表取締役社長
〃	中 島 正 成	クミアイ化学工業(株) 取締役 国内営業本部長
〃	姫 島 正 樹	ダウ・アグロサイエンス日本(株) 日本・韓国 登録部長
〃	廣 瀬 薫	(株)ニチノ緑化 代表取締役社長
監 事	小 西 敏 之	小西安農業資材(株) 代表取締役社長
〃	阪 本 剛	農薬工業会 専務理事

2. 資格認定研修会の受講者募集

2018年度の「緑の安全管理士」資格認定研修会は、2018年12月5日(水)～7日(金)に東京・神田で実施。

受講者の募集は8月末頃から100名程(2017年度＝77名)。

資格認定研修会案内(受講申込書等)は、協会HPに8月に掲載の予定です。

3. 講師派遣事業 (別紙「都道府県別・年度別推移」・参考:28頁)

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民の研修会等へ要請を受けて、平成29年度は194回(前年:190件)講師を無償で派遣している(緑地・ゴルフ場分野は11件(前年:13件))。

緑地・ゴルフ場分野の講師陣を充実・強化(14人)しているので、研修会や勉強会などを希望・企画されている方に積極的にご紹介ください。

同29年度の新規要請は48件(同32件)、派遣できる研修会の規模(参加人数)は30名以上を目安としていますが、派遣の時期・内容等の調整には2ヶ月程が必要です。

講師派遣の詳細、依頼書様式はホームページに掲載しています。



4. 農薬電話相談室

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話相談に無償で応じています。農薬に関する疑問や質問などどのような内容でもお問い合わせください。

直接の疑問・質問など以外にも「この問題については、何処に問合せたら良いか？」などについても気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べした上でお答えしています。

[相談電話:03-5209-2512]

5. 「グリーン農薬総覧2018年追補版」(発行済:3月上旬)

総合版と追補版は隔年で交互の刊行、本追補版は、2017年1月～12月末の間の新規登録や適用拡大等の登録情報を基に追加、変更情報等を「2018 追補版」として作成いたしました。注文書は協会HPよりダウンロードできます。**FAX(03-5209-2513)**

6. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」

農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成して、知識普及・啓発に関わる講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントで活用いただいています(無償提供、送料も協会負担)。

(2017年度実績:リーフレット13種類、284ヶ所(前年280カ所)、223千部(同212千枚))

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会のHPにサンプルを掲載。

[サンプル:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

[リーフレット送付申込書:<http://midori-kyokai.com/pdf/leaflet-order.pdf>]

参考資料:「農薬の適正使用推進のために！」・・・(別添3)



7. 緑の安全管理士に係る届出書式等

(1) 「緑の安全管理士」認定証書および認定証 紛失等再発行願い

<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1605.pdf>

(2) 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書 (巻末資料)

<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1605.pdf>

(3) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」(巻末資料)

・更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。

資格の継続(更新)を希望される方は、以下の①～④を記載した「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内しています(1年遅れ扱い)。

・提出は、FAX、メールで結構です。



都道府県別講師派遣実績の推移 [本文27頁]

開催場所	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	8年間計
北海道	0	2	5	5	7	6	5	6	36
青森県	1	1	1	1	1	3	2	2	12
岩手県	0	0	1	0	2	7	5	7	22
宮城県	1	0	3	3	9	6	4	2	28
秋田県	1	1	2	3	3	3	4	3	20
山形県	6	8	6	7	6	8	7	11	59
福島県	1	1	1	1	1	1	3	3	12
茨城県	3	6	6	6	3	7	16	18	65
栃木県	0	4	3	5	2	3	5	7	29
群馬県	1	2	7	9	7	8	9	3	46
埼玉県	2	2	5	7	6	7	7	10	46
千葉県	2	2	4	5	11	9	8	6	47
東京都	9	10	8	8	7	8	7	8	65
神奈川県	3	3	5	3	4	3	3	4	28
山梨県	3	1	1	1	1	1	2	1	11
長野県	4	0	8	6	0	3	3	4	28
静岡県	4	3	2	3	5	2	4	0	23
新潟県	2	3	5	4	5	9	12	4	44
富山県	0	0	0	1	0	2	4	2	9
石川県	0	0	0	0	1	0	3	6	10
福井県	1	0	3	0	1	0	0	0	5
岐阜県	2	1	0	0	0	0	0	0	3
愛知県	1	1	2	2	4	4	8	20	42
三重県	3	4	4	5	6	8	7	6	43
滋賀県	0	0	1	2	1	0	1	0	5
京都府	5	6	9	8	6	10	8	8	60
大阪府	4	4	4	3	4	2	3	2	26
兵庫県	1	1	2	2	1	1	3	4	15
奈良県	2	4	3	3	2	3	2	2	21
和歌山県	3	3	4	4	3	3	3	3	26
鳥取県	1	2	2	2	2	1	1	2	13
島根県	0	0	0	3	5	4	3	3	18
岡山県	2	2	2	3	4	3	2	0	18
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	3	4	2	1	2	4	3	2	21
徳島県	0	1	2	2	3	2	2	1	13
香川県	1	1	1	21	2	1	1	1	29
愛媛県	4	3	3	2	3	2	5	4	26
高知県	0	0	0	0	0	1	4	4	9
福岡県	13	8	12	12	5	8	3	6	67
佐賀県	1	1	1	1	1	1	2	1	9
長崎県	0	0	0	1	0	0	8	9	18
熊本県	1	0	1	1	2	3	1	1	10
大分県	0	0	0	0	2	0	0	0	2
宮崎県	0	0	0	0	0	1	3	4	8
鹿児島県	1	1	1	0	0	0	0	0	3
沖縄県	0	3	0	3	2	8	4	4	24
合計件数	92	99	132	159	142	166	190	194	1,174

(公社) 緑の安全推進協会

緑の安全推進協会 事務局 あて

FAX:03-5209-2513

.....

「 理 由 書 」

公益社団法人 緑の安全推進協会長 殿

1. 提出年月日

: 20 年 月 日

2. 認定番号

: NO. _____

3. 氏 名

: _____

4. 所 属

5. 出席できなかった理由(具体的に記載して下さい)

6. 資格継続の確認 (チェックにて)

☐ 資格の継続 を希望します。

☐ その他()

...[補足].....

- ・更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」です。
- ・更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。
- ・資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内します(1年遅れ扱い)。

公益社団法人 緑の安全推進協会

FAX:03-5209-2513

E-mail:midori@midori-kyokai.com

支部名	開催日時	開催場所・住所	電話・FAX
北海道	218年11月22日【木】13:00～15:50 [受付:12:00～]	ホテル札幌ガーデンパレス(2F 丹頂の間) 〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 http://www.hotelgp-sapporo.com/access/index.html	TEL 011-261-5311 FAX 011-251-2938
東北	11月26日【月】13:00～16:45 [受付:12:00～]	ホテル白萩(2F 錦の間) 〒980-0012 仙台市青葉区錦町 2-2-19 http://www.hotel-shirahagi.com/access.html	TEL 022-265-3412 FAX 022-265-3462
関東・甲信越①	12月3日【月】13:00～16:45 [受付:12:00～]	北とぴあ(3F つつじホール) 〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 (公財)北区文化振興財団 北とぴあ http://www.hokutopia.jp/access/	TEL 03-5390-1100 FAX 03-5390-1147
関東・甲信越②	2019年 1月31日【木】13:00～16:45		
東海・北陸	11月30日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	フジコミュニティセンター(4F) 〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18 http://www.fujicommunitycenter.jp/access/	TEL 052-481-5541 FAX 052-481-5542
畿 近 【会場変更】	2019年 1月21日【月】13:00～16:45 [受付:12:00～]	CIVI研修センター新大阪東(7F E705) 〒533-0003 大阪市東淀川区東中島19-4 http://www.civi-c.co.jp/access.html#higashi	TEL 06-6160-5888 FAX 06-6160-5666
中国・四国	2019年 1月22日【火】13:00～16:45 [受付:12:00～]	オルガホール(B1F ホール) 〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7 http://www.offersweb.co.jp/s/map/map283.html	TEL 086-256-7244 FAX 086-256-2519
九州・沖縄	2019年 1月23日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	JR博多シティ会議室(10F 大会議室) 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 1-1(JR博多駅) https://www.jrhakatacity.com/communicationspace/	TEL 092-292-9258 FAX 092-292-9362

2018年度「緑の安全管理士」資格認定研修会 —(日程案)—

研修会名	開催日時	開催場所	電話
第40回認定研修会	2018年12月5日(水)09:00～ 7日(金)16:50 [受付:09:30～]	アーバンネット神田カンファレンス(2階 2A会議室) 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-6-2 http://kanda-c.jp/access.html	TEL 03-3526-6800

みどりのたより

第 72 号

発行日 2018 年 7 月 25 日

発 行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4（全農薬ビル 5 階）

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : //www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com



みどりのたよりバックナンバーはこちら

